

報 告 事 項

令 和 3 年 12 月 定 例 会

令和3年12月岡崎市議会定例会報告事項目録

報告番号	件名	ページ
40	損害賠償の額を定める専決処分について	5

令和3年報告第40号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和3年12月17日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和3年11月25日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

1 損害賠償額

121,000円

2 事故の概要

令和3年10月3日午前8時30分頃、岡崎市北本郷町字河原地内の市道矢作東本郷線の交差点において、救急出場中の救急自動車は北進左折した際、車両左後部が相手方所有のフェンスに接触し、当該フェンスを損傷する損害を与えた。

